

注意事項等

1.本書は特別徴収の（個人の町・府民税（住民税）を給与差引しているまたは給与と支払報告書を提出した）従業員等が異動（退職・転職等）した場合に提出用紙です。提出期限は該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。住所変更のみの場合は提出不要です。
2.給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、お問い合わせください。
3.給与機械読み取りを行う場合に、太枠内に記入してください。

付 受 印		市町村民税 道府県民税		給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		整理番号																			
京都府綴喜郡宇治田原町 長		令和 年 月 日 提出		給与支払者 (特別徴収義務者)		所在地 名称		担当 者		課係 氏名 電話 内線		特別徴収 指定番号 44		年度 宛名番号		特別徴収 指定番号 44		年度 宛名番号									
フリガナ		氏名		生年月日		元号		← 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成		年		月		日		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異動年月日		異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる 普通徴収への切替はできません。		異動後の未徴収 税額の徴収方法	
個人番号		住所		1月1日現在		異動後		円		円		円		令和 年 月 日		番号を記入 ↑ 8.その他の理由 を右欄へ記入		1.転勤・転籍 2.退職 3.休職 5.長欠 6.支払少額 7.支払不定期 8.その他		番号を記入 ← ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)							

① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)																			
新しい勤務先 (特別徴収義務者)		所在地		フリガナ		特別徴収指定番号 44		法人番号 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入ください。		担当 者 氏名 電話		新しい勤務先へ 月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。		受給者番号		納入署の要否 (新規の場合のみ記載)		番号を記入 ← ①必要 ②不要	
② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)																			
番号を記入		←		1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。		徴収予定額 (ウ)と同額を 右欄に記入		円		左記の一括徴収した税額は		月分(翌月10日納期限)		で納入します。					
③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合 (①・② に当てはまらない場合に記入してください。)																			
番号を記入		←		異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1.異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申し出がないため。 2.異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3.死亡による退職のため。															

旧 特別 徴収 処理 欄	年度	月分以降 の 月割額は	1特別徴収義務者を変更 2普通徴収切替 3一括徴収 4その他	入力者	点 検
	年度	月分以降 の 月割額は	1特別徴収義務者を変更 2普通徴収切替 3一括徴収 4その他	入力者	点 検